

川崎市屋外広告物条例を一部改正しました！

1 川崎市屋外広告物条例とは

本市では「良好な景観の形成」「風致の維持」「公衆に対する危害の防止」のため、屋外広告物法に基づいて屋外広告物条例を制定しており、市内で広告物を表示等する場合には、原則として許可を受ける必要があります。

2 条例改正の目的について

許可期間の上限を、国や他都市における規定や看板材質の上質化に伴う耐用年数の向上などの状況を踏まえ、3年間へ延長し、許可申請に係る手数料の額を県及び県内他都市との均衡を考慮した額に改定します。

3 条例改正の内容について

- (1) **許可期間の上限** (条例第8条) を **2年から3年に延長** します。
(2) 以下の物件の許可申請に係る **手数料額を改定** します。

区 分	単 位	金 額	
		改定後	現行
アーチ	1基	照明装置のないもの	4,000円
		照明装置のあるもの	6,000円
(1) 広告塔又は広告板 (2) 建築物その他の工作物等に表示する広告物 又は設置する掲出物件	1基の表示面積 5平方メートル までごとに	照明装置のないもの	1,000円
		照明装置のあるもの	1,600円

4 改正後の施行について

令和8年10月1日施行になります。(令和8年10月1日受付から適用)

	9月30日17時までに到着	9月30日17時以降に到着	10月1日8:30以降に到着
電子申請	旧条例適用	新条例適用	新条例適用
郵送			
窓口			

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市 建設緑政局 道路河川管理部 路政課 屋外広告物係
電話 044-200-2814